せとうち強靭化計画



令和 4年 4月 鹿児島県 瀬戸内町

目 次

はじめに	
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・ 1
2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・ 1
第1章	基本的な考え方
1	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2	強靭化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・ 2
第2章	想定するリスク
1	瀬戸内町の地域特性・・・・・・・・・・・・ 4
2	対象とする自然災害・・・・・・・・・・ 5
第3章	脆弱性評価
1	脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・ 7
2	脆弱性評価の手順・・・・・・・・・・・ 7
3	脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・・ 9
第4章	強靭化の推進方針
1	施策分野ごとの推進方針・・・・・・・・・ 10
第5章	地域計画の推進と不断の見直し
1	他の計画等の必要な見直し・・・・・・・・ 20
2	計画の不断の見直し・・・・・・・・・・ 20
3	プログラムの推進と重点化・・・・・・・・・ 20
(別紙	氏1) 「リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」・・・・・ 23
(別紙	氏2) 「施策分野ごとの脆弱性評価結果」・・・・・・・ 37
(別紙	氏3) 「地域強靭化推進方針に基づく取組一覧」・・・・・・ 45

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成25年12月11日,大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて,国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために,「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)が制定されるとともに,平成26年6月3日には「国土強靭化基本計画」(以下「基本計画」という。)が定められた。その後,基本計画は,近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等を踏まえ,平成30年12月に見直しが行われた。

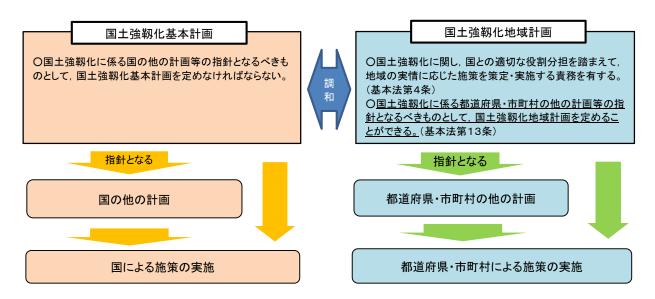
この基本法に基づき、本町においても、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた強靭化を推進するために「せとうち強靭化」(以下「本計画」という。)平成30年3月に策定した。

本計画については、平成30年12月の基本計画の見直し等を踏まえ、本計画を見直し 地域強靭化の歩みの加速化・深化を図ることとする。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本町における国土 強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため指針となるものである。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

本町においては、近年相次いで大雨等による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震や奄美大島を近海とする地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた町づくりを平時から構築することが重要である。

このため、本計画では、次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。 なお、基本目標は、国の基本計画及び鹿児島県の地域強靱化計画と同一の基本目標とす る。

いかなる大規模災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、事前防災及びその他迅速な復旧復興等に資する大規模災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる基本的な方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ・本町の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から検討し、取り組む。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効率的に施策を推進する。
- ・「自助」,「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ,官と民が適切に連携及び役割 分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず,平時にも有効に活用される対策 となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を資する。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然等の共生を図る。

第2章 想定するリスク

1 瀬戸内町の地域特性

【地理·地形·地質】

本町は、鹿児島本土の南方約380km、奄美大島本島の南端、北緯28度~28度15分、東経129度8分~129度26分の地点に位置し、大島海峡を挟んで加計呂麻島、請島、与路島の有人3島を含む、総面積240k㎡に及ぶ広大な行政区域を有してます。

沿岸には, 56の集落が点在し,海岸線は複雑に入り組むリアス式海岸を形成し,海面からそびえたつ山体で構成され,平地に乏しい地形となっています。

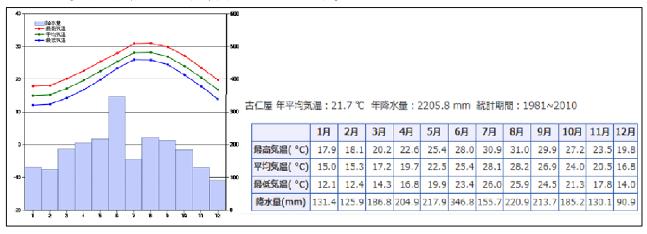
地質は、風化しやすく浸食に弱い、砂岩、粘板岩となっております。

【気象概況】

気候は、海岸を黒潮に洗われ、一般的に温暖多雨で海洋性亜熱帯に属しており夏から秋 にかけて毎年のように豪雨や台風に見舞われております。

年間平均気温が 21.6 °C, 年間降水量は 2,205.8 mmで、雨は梅雨時期から夏にかけて多く、この時期だけで年間降水量の約 50 %に達します。

夏から秋にかけての雨は、台風や熱雷に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨時期の豪雨とともに多くの災害を起こす原因となっています。



資料:気象庁統計データ

【人口】

本町の人口は、8、558人(令和2年国勢調査)となっており、人口はすでに減少に転じている状況であり、試算の結果、令和27年には、4、201人と30年間で55.6%減少することが予想されています。



資料:瀬戸内町公共施設等総合管理計画

2 対象とする自然災害

本計画においては、本町の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、町民生活・地域社会に影響を及ぼすリスクとして、本町において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「奄美群島太平洋沖地震(北部)による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

【地震・津波】

南海トラフ地震については、発生の切迫性が指摘されており、平成25年12月施行の「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本町においては、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたところであります。

○奄美群島太平洋沖地震(北部)における被害想定結果

-	
事項	内容
建物被害(棟)	全壊・消失 240
	半壊 740
人的被害(人)	死者数 30 (津波等)
	負傷者 50
上水道被害(人)	断水人口(被災直後) 2700
電力被害(軒)	停電軒数(被災直後) 130
通信被害(回線)	固定電話不通回線数(被災直後) 160
ガス(プロパン除く)	供給停止戸数(被災直後) わずか
被害(戸)	
道路施設被害(箇所)	20
避難者数	被災1日後 1200[420]
[うち避難所] (人)	被災1週間後 1000[340]
	被災1か月後 1200[820]
物資(食糧)需要量	被災1日後 2800
(食)	被災1週間後 2400
	被災1か月後 1300
災害廃棄物発生量	20
(万トン)	
孤立する可能性のある	1
集落数(集落)	
被害額(億円)	390

注)南海トラフ地震、奄美群島太平洋沖地震(北部)と比較し、最大被災ケースを採用

資料: 鹿児島県地震等災害被害予測調査(H26.2)





東日本大震災津波被害(国土交通省写真)

【風水害・土砂災害】

本町は、これまで台風接近上陸による風雨や高潮などにより、大きな影響を受けてきました。近年における既往の風水害のうち、最大規模であった平成2年9月17日から18日にかけての台風19号による古仁屋地区の土石流災害、平成22年10月18から20日にかけての大雨(奄美大島豪雨災害)及び平成23年11月2日の大雨(奄美大島南部豪雨災害)による影響で、多くの人命・財産等に被害が発生しました。

また、今後は、気候の温暖化により台風が大型化・強力化する傾向にあります。

○過去の被害の総括表

災	害名	古仁屋地区土石流災害	奄美大島豪雨災害	奄美大島南部豪雨災害
(年月日)		(平成2年9月18日)	(平成22年10月20日)	(平成23年11月2日)
気象概況		• 時間最大雨量	• 時間最大雨量	• 時間最大雨量
		91㎜(古仁屋)18日11時	89.5㎜(古仁屋)20日13時	143.5㎜(古仁屋)2日10時
		• 日最大雨量	• 日最大雨量	• 日最大雨量
		478.5㎜(古仁屋)18日	286.5㎜(古仁屋)20日	303㎜(古仁屋)2日
		・総降水量の最大値	・総降水量の最大値	・総降水量の最大値
		不明	380.5㎜(古仁屋)18~21日	303㎜(古仁屋)2日
٨	死 者 数	12人	-	-
的	行方不明	-	-	-
被	重 傷	4人	-	-
害	軽 傷	2人	-	-
	全 壊	28戸	-	-
建	半 壊	38戸	-	145
物被	一部破損	77戸	-	1
書	床上浸水	139戸	14	103
	床下浸水	539戸	93	401

資料:広報せとうち(H2.9号), 気象庁災害時気象速報, 瀬戸内町総務課消防防災係被害報告





H23奄美大島南部豪雨被害(総務課提供写真)

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図るうえで、必要な対策を明らかにするため、本町の強靱化の現状と課題を評価することは重要である。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策の検討を行った。

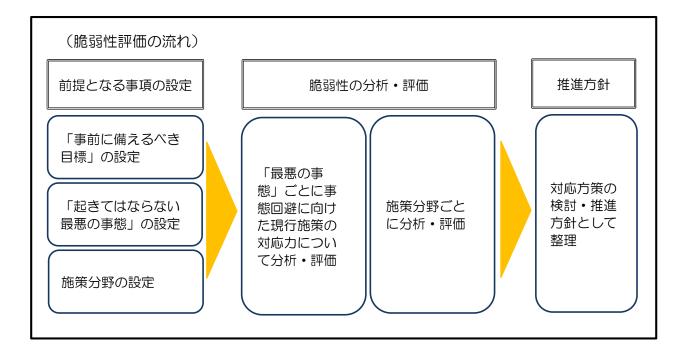
2 脆弱性評価の手順

最悪の事態ごとの脆弱性評価

○ 想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定したうえで、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、 具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価する。

施策分野ごとの脆弱性評価

○ そのうえで、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価する。



(1)「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで行うこととされている。

本計画では、基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、30の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

Ę	事前に備えるべき目標(8) 起きてはならない最悪の事態(30)		
1	直接死を最大限防ぐ	1–1	建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災 による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	救助・救急、医療活動等が迅速 に行われるとともに被災者等の 健康・避難生活環境を確実に確 保する	2-1	被災地での食料・飲料水等,生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2		2-4	帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災,支援ルートの途絶に よる医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保す る	3–1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	必要不可欠な情報通信機能・情 報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・機能停止
4		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5–1	経済活動の寸断等による企業の生産力低下
5	経済活動を機能不全に陥らせな	5–2	石油備蓄施設・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5	LY	5–3	物流機能等の大幅な低下
		5–4	食料等の安定供給の停滞
6	必要最低限の電気, ガス, 上下水道, 燃料, 交通ネットワーク等を確保するとともに, これらを早期復旧させる	6–1	ライフライン(電気, ガス, 上下水道)の長期間にわたる機能 停止
		6–2	地域交通網等の長期間にわたる機能停止
	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7–1	市街地での大規模火災の発生
		7–2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7		7–3	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7–4	有害物質の大規模拡散・流出
		7–5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速かつ従前 より強靭な姿で復興できる条件 を整備する	8–1	災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8–2	道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れ る事態
		8-3	広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅 に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等

(2) 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに 行うこととされている。

本計画では、基本計画、鹿児島県の地域計画を踏まえ、効果的な取組を推進するため、 8つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定した。

(個別施策分野)

- ① 行政機能/消防等
- ③ 保健医療・福祉
- ⑤ 交通 物流
- ⑦ 環境

- ② 住宅·都市
- ④ 産業(Iネルド-・情報通信・産業構造)
- ⑥ 農林水産
- ⑧ 国土保全/土地利用

(横断的分野)

- ① リスクコミュニケーション
- ③ 官民連携
- ⑤ 離島

- ② 人材育成
- ④ 老朽化対策

3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1 ($P23\sim P35$) のとおりである。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2(P36~P43)のとおりである。

【主な脆弱性評価の結果】

- ■災害を未然に防止する公共土木施設等の計画的な整備が必要
- ■生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- ■災害時の輸送・復旧活動等を支える道路ネットワークの整備が必要
- ■「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- ■早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- ■関係機関の連携等による救助・救急体制の整備必要

など

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策を施策分野ごとに取りまとめた。

① 個別施策分野(8分野)

1) 行政機能/消防等

(公共施設等の耐震化)

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが 想定される。このため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

1-14, 2-71, 3-11

(防災訓練や防災教育等の推進)

学校や職場,地域の自治組織等を通じ,継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

1-1(6)

(消防団や自主防災組織等の充実強化)

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進する必要が ある。

1-2(2), 7-1(2)

(防災情報の提供)

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。このため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への周知及び広報等に努めて行く必要がある。また、今後、多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、洪水ハザードマップ周知等のソフト対策を推進する必要がある。

1-4(2)

(防火対策の推進)

大規模地震が発生した場合,住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による,物的・ 人的被害が想定されるため,出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る 必要がある。

1-2(1)

(電力供給遮断時の電力確保)

防災拠点において、災害応急対策の情報伝達等のための電力を確保する必要がある。また 、非常用電源の老朽化による更新や災害時に必要な容量の強化が課題である。

2-7(2), 3-1(2), 6-1(1)

(BCPの見直し等)

業務継続計画(BCP)の見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。

3-1(3)

(情報通信機能の耐災害性の強化)

電力の供給停止等により、情報通信の麻痺・機能停止時にも、防災情報等を情報伝達する ため、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を促進する必要がある。

4-1(1)

(消防の体制等強化)

消防において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。さらに、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など派遣隊の受入体制を整えておく必要がある。

2-3(1)

(情報伝達手段の多様化)

全国瞬時警報システム(Jアラート)や防災行政無線、コミュニティFMなど、情報伝達 手段の多様化・確実化を図る必要がある。このため、各施策を着実に推進する必要がある。

4-2(1)

(消防活動能力の強化)

大規模地震災害などの災害現場における消防活動能力を高めるため、消防の体制や装備資機材等の充実強化・整備を図る必要がある。また、消防団や自主防災組織の充実強化等、ハド・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める必要がある。

7-1(1)

(災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化)

災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組みを充実させる必要がある。

8-4(1)

(文化財の保護管理)

文化財に対する防災体制の確立や指定文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

8-42

2) 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化の促進)

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-1(1)

(土地区画整理事業の推進)

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の 死傷者が発生することが想定される。このため、本町の土地区画整理事業を推進するなど、 密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

1-1(7)

(多数の者が利用する建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合,不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により,多数の人的被害が想定される。このため,不特定多数の者が利用する建築物については,特に耐震化を促進する必要がある。

1-1(5)

(避難場所の確保,避難所の耐震化等)

広域にわたる大規模津波等が発生した際に、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組みを推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。

1-3(1)

(津波避難計画等の住民周知等)

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

1 - 3(5)

(水道施設の耐震化等の推進)

災害発生時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

2-1(1), 6-1(3)

(応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努め、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

2-16

(一時滞在施設の確保、物資の供給体制等の強化)

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における物資等の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

2-4(1)

3) 保健医療・福祉

(備蓄物資の供給体制等の強化)

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について,適正かつ迅速な物資の確保を行うため, 関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

2-1(3), 5-4(1)

(医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備)

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、関係機関等と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の円滑な供給体制の整備に努める必要がある。

2-1(4)

(医療用資機材・医薬品の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがある ため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として、各病院においても適正な 備蓄管理を行う必要がある。

2-1(5)

(災害時の対応マニュアル等の見直し)

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画(BCP)について内容の見直しを行う必要がある。

2-5(1)

(ドクターヘリの運航体制の充実)

救急医療体制の充実・強化するため、引き続きドクターへリの安定的な運用が行えるよう ランデブーポイントの周知並びに空白地帯の解消を図るため整備を進める必要がある。

2-5(2)

(医療救護活動の体制整備)

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、 県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

2-5(3)

(感染症の発生・まん延防止)

浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒作業等が適切に実施されるよう、関係部署や関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

2-6(1)

(応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努め、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

2-16

(水道施設の耐震化等の推進)

災害発生時において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

2-1(1), 6-1(3)

4) 産業(エネルギー・情報通信・産業構造)

(防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入促進)

災害に長期間にわたる電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、蓄電池等の導入を図る必要がある。

6-12

(情報通信機能の耐災害性の強化)

電力の供給停止等により、情報通信の麻痺・機能停止時にも、防災情報等を情報伝達する ため、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を促進する必要がある。

4-1(1)

5) 交通·物流

(交通施設,沿道建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合,港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により,避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため,交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-12, 7-31

(無電柱化等の推進)

大規模地震が発生した場合,電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

1-1(3), 6-2(1)

(物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際,避難,支援,輸送のための陸上ルートが寸断され,被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため,道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに,既存施設の点検等の結果を踏まえ,防災対策を確実に実施する必要がある。

2-12), 5-32), 6-22)

(孤立集落対策)

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施 設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実に行い、 災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

2-2(1)

(食料等の物資供給の確保)

大規模災害が発生し,道路施設等が被災すると企業生産力低下による企業活動等の停滞が 想定される。このため,道路施設や橋梁などの耐震化を推進する必要がある。

5-1(1), 5-4(2)

(道路の防災対策の推進)

道路施設が被災すると避難・救助活動,応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。 このため,地震・津波・土砂災害・高潮等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。 5-3①

(道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組みが進められているが、道路啓開等 の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組みは行われていない。

道路啓開等の担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-2(1)

6)農林水産

(農道・トンネルの老朽化対策の推進)

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、老朽化対策等を着実に進め、施設の 安全性を高める必要がある。

5-4(3)

(農業水利施設等の保全対策の推進)

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、ソフト・ハード両面にわたる対策を 推進する必要がある。

5-5(1)

(農業集落排水施設の老朽化対策の推進)

大規模地震等が発生した場合,農業集落排水施設が被災し,長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化対策等を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

(適切な森林整備の推進)

台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生するおそれがある。このため、間伐や伐 採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

7-5(1)

(農地浸食防止対策の推進)

豪雨等により、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。 このため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進す る必要がある。

7-5(2)

(鳥獣被害防止対策の推進)

鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、鳥獣の侵入防止や個体数の減少への取組みなど、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

7-5(4)

7) 環境

(石油備蓄施設周辺の対策)

大規模災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、石油備蓄施設周辺の生活経済活動等に影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。 5-2①、7-2①

(有害物質の流出対策等)

大規模自然災害等の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、国等と連携して対応する必要がある。

7-4①

(ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合,建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生する ことが想定される。早急な復旧,復興のためには,災害廃棄物を仮置きするためのストック ヤードの確保を促進する必要がある。

8-1(1)

(災害廃棄物処理計画の策定,見直し)

大規模自然災害が発生した場合,通常の廃棄物処理体制では適正かつ円滑・迅速な処理が 困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した災害廃棄物処理計画を策定し 継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

8-12

(災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性の向上)

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、通常の廃棄物処理体制では適

正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関等と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上を図る必要がある。

8-1(3)

8) 国土保全/土地利用

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

大規模地震等が発生した際に、海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ 老朽化対策を推進する必要がある。

1-3(2)

(海岸防風林の整備)

大規模津波が発生した場合、津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。 海岸防風林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、 その機能の維持・向上を図る必要がある。

1-33

(河川改修等の治水対策)

近年,気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る必要がある。

1-4(1)

(内水対策にかかる人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定される。このため、 内水対策については、より迅速な対応を行うため、人材育成を推進する必要がある。

1-4(3)

(治山事業の推進)

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、県等と連携を図りながら治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

1-5①, 7-5③

(土砂災害対策の推進)

町内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況である。このため、生命・財産を 守るための砂防関係施設の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

1-5(2)

(土砂災害警戒区域等の周知)

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

1-5(3)

(地籍調査の推進)

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要がある。

8-3(1)

② 横断的分野(5分野)

1) リスクコミュニケーション

- 自助,共助,公助の理念に基づき,国,県,町,民間事業者,関係団体,住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また,全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靭化に関する教育,訓練,啓発を実施することにより,地域のリスクを正しく認知・共有し,強靭な地域社会を築き,被害を減少させる。
- リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、 住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、 障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害 対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組みを推進する 必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を 含む主体的な活動を促進する。

2) 人材育成

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援や夜間 対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における 人材の育成を推進する。また、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制 整備を推進する。他方、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管 理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を 推進する。
- 道路啓開,迅速な復旧・復興,平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に 精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る。
- 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する。

3) 官民連携

- 道路啓開や緊急復旧工事,指定避難所の運営管理や生活支援,緊急支援物資の調達 や輸送といった災害対応に,民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ, 民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を促進する。
- 災害時において,防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう,関係機関との連携体制の構築を図る。

4) 老朽化対策

- 町有施設等は老朽化が進みつつあり、今後、多くの施設において大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等にかかる経費はますます増加することが見込まれるが、平成28年3月に策定した瀬戸内町公共施設等総合管理計画に基づき、施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る。
- 施設の点検・診断を実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断 の結果に活用するというメンテナンスサイクルの構築を推進する。
- 町営住宅の老朽化対策については、町営住宅ストックの長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図るため、公営住宅等ストック総合改善事業を活用し、平成26年4月に策定した「瀬戸内町公営住宅等長寿命化計画」に基づく予防保全的管理及び長寿命化に資する改善を推進する。

5) 離島(加計呂麻島・請島・与路島)

- 加計呂麻島・請島・与路島における陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため 地震,津波,水害,土砂災害対策等を着実に進めるとともに,緊急輸送機能となる輸 送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また,迂回路と して活用できる農道等について,幅員,通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有 する。
- 各島において、大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の 非常食糧等について、計画的な備蓄を行う。
- 大規模自然災害が発生した際,海上からの物資等輸送ができなければ、被災地及び 陸上交通が寸断した被災地における多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定さ れる。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる 港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、既存施設の点検等の結果を踏ま え、防災対策・老朽化対策を確実に実施する。
- 各島における大規模自然災害の発生等により、必要な救助、避難等が円滑に行われるよう、平常時から関係機関相互の連携強化に努める。

第5章 地域計画の推進と不断の見直し

1 他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靭化の観点から、町における本計画以外の総合計画や地域防災計画を はじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針 に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図 っていく。

2 計画の不断の見直し

本町の地域強靭化の実現に向けては、中長期的な展望を描きつつ、今後の地域強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国全体の強靭化施策の推進状況等に応じた施策の推進が必要となることから、本計画の推進計画は概ね5年間(令和4年度から令和8年度)とする。なお、計画期間内においても、施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により、見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとする。

3 プログラムの推進と重点化

本町の強靭化を効率的・効果的に進めるため、計画期間(令和4年度~令和8年度)において取組の重点化を図る必要がある。

このため、「人の命を守る」「地域を守る」「産業を守る」の3つの観点から、本町が直面するリスクや地域の特性等を踏まえ、優先度や緊急度を考慮して、以下の5つの取組を、町・関係機関等が一体となって重点的に推進する。

重点化した取組みを進めることにより、「災害に強い町づくり」を推進する。

◇ 大規模自然災害に備えた施設整備

災害から町民生活や経済活動を守る基盤となる,河川,土砂災害防止施設,海岸保全施設等の公共土木施設等の整備を推進する。

◇ 生活・社会基盤の耐震化、老朽化対策

今後、発生が懸念される南海トラフ地震など、大規模な地震への備えを着実に進めるため 学校や道路、堤防など生活・社会基盤の耐震化を推進する。また、道路や港湾等の公共土木 施設等の老朽化対策を推進する。

◇ ライフライン等の確保

大規模自然災害が発生しても,町民生活への影響を最小限に抑えるとともに,経済活動が継続できるよう,ライフライン等の確保を図る。

◇ 地域防災力の充実強化

災害から被害を最小限に抑えるためには,「自助」,「共助」の精神に基づく取組が重要であり,地域ぐるみの防災活動の促進等,地域防災力の充実強化を推進する。

◇ 防災・危機管理体制の充実強化

災害発生時の応急対策を迅速・的確に実施するため、防災情報システム等の機能強化や装備資機材の充実等、防災・危機管理体制の充実強化を図る。

重点化プログラムの重要業績指標

壬上		(ロントノノムの主女木幌旧体
重点化すべきプログラムに係る		and the Halles
回避すべき起きてはならない		重要業績指標
-	の事態(リスクシナリオ)	
1-1	建物・交通施設等の大規模	【建設】住宅の耐震化率:49.8% (H27) →概ね解消 (R8)
	倒壊等による多数の死傷者	【建設】土地区画整理事業
	の発生	(換地処分済) 3地区 36.9ha (H28)
1-2	密集市街地や不特定多数の	【総務】自主防災組織の組織率:100%(R2)
	人が集まる施設における大	【総務、保福、建設、教育】防災拠点となる公共施設等の耐震
	規模火災による多数の死傷	化率 78% (H27) →100% (R2)
	者の発生	
1-3	大規模津波等による多数の	【建設】幹線道路整備率
	死者の発生	町道 55.5% (R2) → 56.9% (R8)
		国道・県道 81% (R2) → 85% (R8)
1-5	大規模な土砂災害等による	【建設】山地災害危険地区の整備率
	多数の死傷者の発生	$64.28\% (R2) \rightarrow 68.37\% (R8)$
		【建設】土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査完了箇所数
		約611箇所(R2)
2-1	被災地での食料・飲料水等	【建設】幹線道路整備率
	生命に関わる物資供給の長	町道 55.5% (R2) → 56.9% (R8)
	期停止	国道・県道 81% (R2) → 85% (R8)
2-2	多数かつ長期にわたる孤立	【建設】幹線道路整備率
	集落等の同時発生	町道 55.5% (R2) → 56.9% (R8)
		国道・県道 81% (R2) → 85% (R8)
2-3	消防等の被災等による救助	【総務、保福、建設、教育】防災拠点となる公共施設等の耐震
	救急活動等の絶対的不足	化率 78% (H27) →100% (R2)
		【建設】幹線道路整備率
		町道 55.5% (R2) → 56.9% (R8)
		国道・県道 81% (R2) → 85% (R8)
2-5	医療施設及び関係者の絶対	【建設】幹線道路整備率
	的不足・被災、支援ルート	町道 55.5% (R2) → 56.9% (R8)
	の途絶による医療機能の麻	国道・県道 81% (R2) → 85% (R8)
	連	27, (12)
2-7	劣悪な避難生活環境等によ	【総務,保福,建設,教育】防災拠点となる公共施設等の耐震
	る被災者の健康状態の悪化	化率 78% (H27) →100% (R2)
		【建設】幹線道路整備率
		町道 55.5% (R2) → 56.9% (R8)
		国道・県道 81% (R2) → 85% (R8)
		当足 /r/2 01/0 (N2) / 00/0 (N0)

重点		
	すべき起きてはならない	重 要 業 績 指 標
最悪の	の事態(リスクシナリオ)	
4-2	災害時に活用する情報サー	【総務】Jアラート(全国瞬時警報シムテム)自動起動装置の
	ビスが機能停止し、情報の	整備完了: (H23)
	収集・伝達ができず,避難	【総務】Lアラート(災害情報共有シムテム)の導入状況
	行動や救助・支援が遅れる	(H29→導入)
	事態	
5-1	経済活動の寸断等による企	【建設】幹線道路整備率
	業の生産力低下	町道 55.5% (R2) → 56.9% (R8)
		国道・県道 81% (R2) → 85% (R8)
5-3	物流機能等の大幅な低下	【建設】幹線道路整備率
		町道 55.5% (R2) → 56.9% (R8)
		国道・県道 81% (R2) → 85% (R8)
		【水観】漁港の機能診断着手率
		漁港:7漁港 100% (H30)
5-4	食料等の安定供給の停滞	【建設】幹線道路整備率
		町道 55.5% (R2) → 56.9% (R8)
		国道・県道 81% (R2) → 85% (R8)
		【水観】漁港の機能診断着手率
		漁港:7漁港 100% (H30)
6-1	ライフライン(電気,ガス	【農林】農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断
	,上下水道等)の長期間に	100% (H28)
	わたる機能停止	【農林】農業集落排水施設等の老朽化に対する機能更新
		27% (R3)
		【水観】漁港の機能診断着手率
		漁港: 7漁港 100% (H30)
6-2	地域交通網等の長期間にわ	【建設】幹線道路整備率
	たる機能停止	町道 55.5% (R2) → 56.9% (R8)
		国道・県道 81% (R2) → 85% (R8)
7-1	市街地での大規模火災の発	【総務】自主防災組織の組織率:100%(R2)
	生	
7-5	農地・森林等の荒廃による	【建設】山地災害危険地区の整備率
	被害の拡大	64. 28% (R2) → 68. 37% (R8)
8-3	広域地盤沈下等による浸水	【財管】地籍調査進捗率: 20.4% (R2) → 100% (未定)
	被害の発生により復旧・復	
	興が大幅に遅れる事態	

※指標については、主に町が主体となる施策のうち、指標化や目標値の設定が可能なものについて記載している。